

合併協議会変更のための議案の提案に関する合意書

幕別町及び忠類村（以下「関係町村」という。）は、十勝中央合併協議会を変更するため、平成16年11月25日に臨時議会を招集し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づく別紙議案を提案することに合意する。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、関係町村の長が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成 16 年 11 月 19 日

中川郡幕別町本町130番地

幕別町

幕別町長

岡 田 和 夫

広尾郡忠類村字忠類439番地の1

忠類村

忠類村長

遠 藤 清 一

別紙

議案第 号

十勝中央合併協議会を設置する町村の数の減少及び十勝中央合併協議会規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、十勝中央合併協議会から更別村を除き、十勝中央合併協議会規約を次のとおり変更する。

十勝中央合併協議会規約の一部を改正する規約

十勝中央合併協議会規約(平成15年12月25日制定)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

幕別町・忠類村合併協議会規約

第1条中「、更別村」を削る。

第2条中「十勝中央」を「幕別町・忠類村」に改める。

第7条第1項中「2名」を「者」に改め、同条第2項中「会長があらかじめ指定した順位により」を削る。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。